

訴 状

令和6年10月28日

東京高等裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久 保 利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 真 人

同 弁護士 平 井 孝 典

同 弁護士 多 田 幸 生

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

人口比例選挙請求事件

訴訟物の価額 1億8720万円 [1億8720万円=160万円 x 117人]

貼用印紙額 58万4000円

請求の趣旨

- 1 令和6年10月27日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の東京都第1区乃至第30区、茨城県第1区乃至第7区、栃木県第1区乃至第5区、群馬県第1区乃至第5区、埼玉県第1区乃至第16区、千葉県第1区乃至第14区、神奈川県第1区乃至第20区、新潟県第1区乃至第5区、山梨県第1区乃至第2区、長野県第1区乃至第5区及び静岡県第1区乃至第8区における選挙を無効とする。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決を求める。

請求の原因

I 原告らの主張

1 第1の主張

(1) 略称

- ① 令和6年10月27日に施行された衆議院議員小選挙区選挙を、以下「本件選挙」という。
- ② 公職選挙法の改正の前後を通じて、公職選挙法13条1項、別表第一を、以下「区割規定」という。

- ③ 現公職選挙法の「区割規定」を、以下「本件区割規定」といい、「本件区割規定」の定める選挙区割りを、以下「本件選挙区割り」という（令和5年大法廷判決（衆）判決文8頁参照）。
- ④ 改正前後を通しての衆議院議員選挙区画定審議会設置法を、以下、「区画審設置法」という。

(2) 平成28年改正法（平成28年法律第49号）後の「区画審設置法」3条1項が、「前条の規定による**改定案の作成**は、（略）各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が**二以上とならないようにすることとし、**」（強調 引用者）と定めるとおり、「**改定案**」（強調 引用者）の「**作成**」（強調 引用者）は、「**改定案**」（強調 引用者）が、少なくとも、同「**改定案**」（強調 引用者）の「**作成**」の日（令和4（2022）.6.16）で、「各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が**二以上とならないようにする**」（強調 引用者）ことが要求される。

(3) 衆議院議員選挙区画定審議会は、令和4（2022）年6月16日に、内閣総理大臣に対し、「区画審設置法」3条1項に基づき、「区割規定」の「**改定案**」（強調 引用者）を「**作成**」（強調 引用者）し、**勧告**した。「本件区割規定」の最大格差は、当該「作成」・勧告日（令和4（2022）.6.16）に、「**2倍以上**」（強調 引用者）（但し、令和5（2023）.1.1現在 住民基本台帳による「本件区割規定」の最大格差は、**2.054倍**〈甲7 令和5（2023）7.26付日経新聞電子版〉）に達した。

令和6（2024）年10月15日付総務省発表によれば、同年同月14日付「選挙人登録者数」に基づく「本件選挙区割り」の最大有権者数較差は、**2.06倍**である（甲8 令和6（2024）年10月16日付毎日新聞）。

- (4) ① 「本件区割規定」は、(同法同条同項に違反して「作成」され、勧告された)同「改定案」に基づいて立法されたものであって、同「改定案」と**同文**であり、**同法同条同項に違反し、無効**である。
- ② **同法同条同項に違反**する「本件選挙区割り」は、「本件区割規定」に基づくものであり、**同法同条同項に違反し、無効**である。
- ③ 「本件選挙」は、(同法同条同項に違反して「作成」され、勧告された)同「改定案」に基づいて立法された)「本件区割規定」に基づく「本件選挙区割り」に基づくものであり、**同法同条同項に違反し、無効**である。

(5) 「区割規定」の「改正案」の「作成」・勧告の日(令和4(2022)年6月16日)、「本件選挙」日(令和6(2024)年10月27日)のいずれの日付においても、【「本件区割規定」の各選挙区の最大人口較差が**2倍以上**(例えば、「本件選挙」日現在で、最大有権者数較差・**2.06倍**)であったこと】は、**ルール違反という点では、**

- ① ゴルフで言えば、打ったボールがOB(Out of Bounds)となったこと；
- ② 野球で言えば、打ったボールがホームベースと1塁ベース又は3塁ベース間のラインを越えたこと；
- ③ サッカーで言えば、蹴ったボールがサイドラインを越えたこと；
- ④ テニスで言えば、打ったボールが外側のラインを越えたこと；
- ④ 相撲で言えば、力士が土俵を越えたこと；

に相当する。

①ゴルフ、②野球、③サッカー、④テニス、⑤相撲のいずれでも、ルールは、【上記①～⑤のルールに違反した当該選手につき、ペナルティーが伴うということ】である。(ルールに違反した場合は、ペナルティーが伴うという)**当該ル**

ールは、合理的かつ公正・公平であり、**厳格に適用される**。この理は、選挙についても、同様に当てはまる。

(6) 「区画審設置法」3条1項違反の「本件区割規定」に基づく「本件選挙」で当選した国会議員は、憲法前文第1項第1文前段の「**正当に選挙された国会における代表者**」に該当しない。

(7) 「本件選挙区割り」については、**2つのライン**がある。

即ち、①憲法の定める1対1の第1のライン(=1対1〈一人一票等価値〉の第1のライン)と②法律(即ち、「区画審設置法」3条1項)の定める1対2の第2のライン(=最小人口の選挙区の人口と最大人口の選挙区の人口の較差・1対2の第2のライン)である。

第2のライン(即ち、「区画審設置法」3条1項の定める1対2の第2のライン)、第1のライン(即ち、①憲法56条2項;②1条並びに前文第1項第1文後段;③前文第1項第1文前段;④43条1項の定める、1対1の第1のライン〈=一人一票等価値のライン〉)のいずれが越えられても、「本件選挙」は、法律違反又は憲法違反となり、違法無効又は違憲無効である。

(8) 追って、準備書面で詳述する。

2 第2の主張

上記1の**第1の主張**が単独では立たない場合は、原告らは、**第1の主張**の内容を含めて考察すれば、平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決、平成27年大法廷判決、平成30年大法廷判決、令和5年大法廷判決の判断基準に照らして、

本件選挙は、違憲状態であり、いわゆる「合理的期間」を徒過しているので、違憲である旨主張する。

追って、準備書面で詳述する。

3 第3の主張

更に、「本件選挙」は、選挙区間の最大人口較差が2.054倍（但し、令和5（2023）.1.1 現在住民基本台帳による〈甲7〉）であり、

- ① 憲法56条2項（「両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、」（強調 引用者））；
- ② 憲法第1条（「主権の存する日本国民」（強調 引用者）並びに憲法前文第1項第1文後段の「主権が国民に存することを宣言し」（強調 引用者））；
- ③ 憲法前文第1項第1文前段（「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」（強調 引用者））及び
- ④ 憲法43条1項（「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」（強調 引用者））

が要求する『できる限りの一人一票等価値（＝できる限りの人口比例選挙）の要求』に違反する。

よって、「本件選挙」は、①憲法56条2項；②憲法1条並びに憲法前文第1項第1文後段；③憲法前文第1項第1文前段及び④憲法43条1項に違反し、無効である。

追って、準備書面で詳述する。

4 原告らは、被告らに対し、令和4（2022）年6月16日又は同年同月同日が不可の場合は、同年同月同日以前であって同年同月同日に最も近接する日の、「本

件区割規定」の選挙区のうち、住民基本台帳に基づく最大人口の選挙区の人口及び最小人口の選挙区の人口の各値を本法廷に提出するよう求める。

その理由は、被告らのみが当該値を保有しており、原告らが、当該値を本法廷に提出できないからである。

5 (まとめ)

上記 1～3 で述べたとおり、令和 6 年 10 月 27 日に施行された衆議院議員小選挙区選挙（「本件選挙」）のうち、東京都第 1 区乃至第 30 区、茨城県第 1 区乃至第 7 区、栃木県第 1 区乃至第 5 区、群馬県第 1 区乃至第 5 区、埼玉県第 1 区乃至第 16 区、千葉県第 1 区乃至第 14 区、神奈川県第 1 区乃至第 20 区、新潟県第 1 区乃至第 5 区、山梨県第 1 区乃至第 2 区、長野県第 1 区乃至第 5 区及び静岡県第 1 区乃至第 8 区における各選挙区割り及び各選挙は、^① 衆議院議員選挙区画定審議会設置法 3 条 1 項に違反し、無効であり、かつ ^② ①憲法 56 条 2 項；②憲法 1 条並びに憲法前文第 1 項第 1 文後段；③憲法前文第 1 項第 1 文前段及び④憲法 43 条 1 項に違反し、無効である。

II 事実

- 1 原告らは、「本件選挙」の東京都第 1 区乃至第 30 区、茨城県第 1 区乃至第 7 区、栃木県第 1 区乃至第 5 区、群馬県第 1 区乃至第 5 区、埼玉県第 1 区乃至第 16 区、千葉県第 1 区乃至第 14 区、神奈川県第 1 区乃至第 20 区、新潟県第 1 区乃至第 5 区、山梨県第 1 区乃至第 2 区、長野県第 1 区乃至第 5 区及び静岡県第 1 区乃至第 8 区における各選挙人である。
- 2 「本件選挙」は、公職選挙法 13 条 1 項、別表第一の選挙区及び議員定数の定め（「本件区割規定」）に従って施行された。

3 総務省報道資料（令和5年9月1日現在）に基づく各選挙区の議員1人当たり登録有権者数は、**別表1**のとおりである。

同資料によれば、「本件選挙」における議員1人当たりの有権者数が**最少の鳥取県第1区**の有権者数(226,751人)と**最多の北海道3区**の有権者数(460,770人)の差は、234,019人 ($234,019=460,770-226,751$) であり、較差は1対**2.032** ($2.032=460,770\div 226,751$) である。

同様に、議員1人当たりの有権者数が最少の選挙区（鳥取県第1区）と、各原告が選挙人となっている各選挙区での有権者数の較差及び投票価値の較差は、**別表2**のとおりである。

III 詳細な主張

追って準備書面で主張する。

証拠方法

追って提出する。

附属書類

1 訴状副本	11 通
2 住民票	117 通
3 委任状	117 通

以上

(参考資料 2) 衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (登録者数順)

(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/meibo/meibo_R05.html) (総務省発表)

(参考資料 2) 衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (登録者数順)

(令和 5 年 9 月 1 日現在)

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
1	北海道第 3 区	460,770	2,032
2	北海道第 2 区	460,164	2,029
3	京都府第 6 区	457,995	2,020
4	福岡県第 2 区	456,687	2,014
5	福岡県第 5 区	455,825	2,010
6	宮城県第 2 区	455,735	2,010
7	北海道第 1 区	454,637	2,005
8	茨城県第 6 区	454,288	2,003
9	神奈川県第 15 区	452,990	1,998
10	福岡県第 3 区	447,385	1,973
11	神奈川県第 17 区	447,270	1,973
12	兵庫県第 6 区	447,163	1,972
13	宮城県第 1 区	447,089	1,972
14	神奈川県第 3 区	445,351	1,964
15	大阪府第 2 区	444,237	1,959
16	愛知県第 12 区	444,148	1,959
17	兵庫県第 7 区	443,704	1,957
18	静岡県第 5 区	441,384	1,947
19	大阪府第 1 区	439,100	1,936
20	神奈川県第 2 区	437,727	1,930
21	福岡県第 1 区	436,572	1,925
22	愛知県第 8 区	435,247	1,919
23	千葉県第 1 区	434,910	1,918
24	滋賀県第 2 区	434,448	1,916
25	大阪府第 5 区	432,769	1,909
26	北海道第 5 区	432,500	1,907
27	東京都第 15 区	431,840	1,904
28	大阪府第 18 区	431,284	1,902
29	東京都第 26 区	430,869	1,900
30	東京都第 22 区	430,123	1,897
31	静岡県第 6 区	429,759	1,895
32	福島県第 2 区	428,119	1,888
33	東京都第 4 区	427,453	1,885
34	神奈川県第 1 区	426,973	1,883
35	愛媛県第 1 区	423,562	1,868
36	愛知県第 13 区	423,363	1,867
37	茨城県第 1 区	423,024	1,866
38	大阪府第 8 区	422,582	1,864
39	山梨県第 1 区	422,464	1,863
40	熊本県第 1 区	421,923	1,861
41	長野県第 1 区	421,266	1,858
42	広島県第 3 区	420,354	1,854
43	東京都第 30 区	420,024	1,852
44	東京都第 10 区	419,809	1,851
45	東京都第 20 区	418,940	1,848
46	千葉県第 13 区	418,800	1,847
47	埼玉県第 8 区	418,332	1,845
48	大阪府第 14 区	418,190	1,844
49	栃木県第 1 区	417,774	1,842
50	愛知県第 3 区	417,344	1,841
51	千葉県第 6 区	416,197	1,835
52	兵庫県第 4 区	415,871	1,834
53	千葉県第 5 区	415,188	1,831
54	埼玉県第 6 区	414,632	1,829
55	千葉県第 14 区	414,305	1,827
56	岡山県第 2 区	414,197	1,827
57	東京都第 25 区	412,966	1,821
58	大阪府第 4 区	412,948	1,821
59	三重県第 3 区	412,781	1,820
60	埼玉県第 15 区	411,972	1,817

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
61	神奈川県第 12 区	411,820	1,816
62	神奈川県第 18 区	411,432	1,814
63	神奈川県第 8 区	410,262	1,809
64	岐阜県第 3 区	409,853	1,808
65	広島県第 1 区	409,281	1,805
66	千葉県第 4 区	406,755	1,794
67	愛知県第 1 区	406,526	1,793
68	北海道第 4 区	406,478	1,793
69	北海道第 6 区	406,421	1,792
70	東京都第 21 区	406,073	1,791
71	千葉県第 9 区	405,209	1,787
72	東京都第 14 区	404,893	1,786
73	愛知県第 2 区	404,762	1,785
74	神奈川県第 14 区	404,485	1,784
75	岡山県第 3 区	404,384	1,783
76	岡山県第 4 区	403,984	1,782
77	三重県第 2 区	403,835	1,781
78	埼玉県第 9 区	403,445	1,779
79	福岡県第 10 区	403,370	1,779
80	福島県第 4 区	402,932	1,777
81	東京都第 7 区	402,660	1,776
82	埼玉県第 14 区	401,927	1,773
83	東京都第 18 区	401,659	1,771
84	長崎県第 2 区	400,352	1,766
85	東京都第 6 区	400,218	1,765
86	和歌山県第 1 区	399,987	1,764
87	新潟県第 2 区	398,589	1,758
88	大阪府第 13 区	398,580	1,758
89	福岡県第 4 区	397,557	1,753
90	兵庫県第 11 区	397,498	1,753
91	大阪府第 11 区	397,201	1,752
92	長野県第 3 区	396,413	1,748
93	埼玉県第 5 区	394,995	1,742
94	広島県第 4 区	394,720	1,741
95	兵庫県第 1 区	393,614	1,736
96	滋賀県第 3 区	393,201	1,734
97	熊本県第 4 区	393,139	1,734
98	奈良県第 1 区	392,515	1,731
99	京都府第 4 区	392,075	1,729
100	愛知県第 16 区	391,616	1,727
101	東京都第 16 区	391,121	1,725
102	東京都第 8 区	391,029	1,724
103	埼玉県第 2 区	390,882	1,724
104	山口県第 1 区	391,474	1,726
105	埼玉県第 4 区	389,389	1,717
106	京都府第 1 区	389,304	1,717
107	茨城県第 3 区	389,012	1,716
108	埼玉県第 7 区	388,707	1,714
109	山口県第 1 区	388,682	1,714
110	東京都第 11 区	388,642	1,714
111	愛媛県第 2 区	388,615	1,714
112	東京都第 13 区	388,433	1,713
113	大阪府第 6 区	388,329	1,713
114	大阪府第 7 区	387,084	1,707
115	神奈川県第 16 区	386,435	1,704
116	和歌山県第 2 区	386,215	1,703
117	宮城県第 4 区	385,843	1,702
118	大分県第 1 区	385,756	1,701
119	兵庫県第 8 区	385,475	1,700
120	福島県第 1 区	385,061	1,698

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
121	愛知県第 11 区	385,006	1,698
122	大阪府第 15 区	384,931	1,698
123	埼玉県第 1 区	384,548	1,696
124	東京都第 17 区	384,306	1,695
125	静岡県第 1 区	384,251	1,695
126	東京都第 27 区	383,160	1,690
127	兵庫県第 2 区	382,827	1,688
128	埼玉県第 3 区	382,105	1,685
129	東京都第 24 区	382,039	1,685
130	山口県第 2 区	382,034	1,685
131	青森県第 2 区	381,682	1,683
132	静岡県第 8 区	381,526	1,683
133	愛知県第 9 区	381,372	1,682
134	奈良県第 2 区	380,140	1,676
135	神奈川県第 6 区	379,806	1,675
136	長野県第 2 区	379,441	1,673
137	東京都第 12 区	379,189	1,672
138	広島県第 6 区	378,558	1,669
139	千葉県第 12 区	377,089	1,663
140	新潟県第 3 区	376,726	1,661
141	兵庫県第 5 区	376,241	1,659
142	埼玉県第 16 区	376,172	1,659
143	静岡県第 2 区	375,805	1,657
144	東京都第 5 区	375,194	1,655
145	福岡県第 9 区	374,876	1,653
146	石川県第 1 区	374,479	1,651
147	神奈川県第 13 区	374,444	1,651
148	静岡県第 3 区	373,475	1,647
149	北海道第 9 区	373,194	1,646
150	大阪府第 9 区	372,178	1,641
151	福岡県第 6 区	371,755	1,639
152	埼玉県第 13 区	371,003	1,636
153	埼玉県第 12 区	370,742	1,635
154	福井県第 1 区	370,040	1,632
155	愛知県第 4 区	369,899	1,631
156	岩手県第 3 区	369,812	1,631
157	神奈川県第 19 区	369,293	1,629
158	神奈川県第 11 区	368,400	1,625
159	神奈川県第 5 区	363,986	1,605
160	大阪府第 3 区	362,782	1,600
161	兵庫県第 9 区	362,506	1,599
162	東京都第 23 区	362,493	1,599
163	新潟県第 1 区	362,129	1,597
164	東京都第 3 区	361,953	1,596
165	千葉県第 8 区	359,824	1,587
166	富山県第 3 区	358,201	1,580
167	新潟県第 4 区	357,728	1,578
168	愛知県第 6 区	357,699	1,577
169	岩手県第 2 区	357,446	1,576
170	徳島県第 1 区	356,051	1,570
171	栃木県第 4 区	355,959	1,570
172	東京都第 29 区	355,907	1,570
173	鹿児島県第 1 区	355,609	1,568
174	三重県第 1 区	355,124	1,566
175	千葉県第 11 区	354,420	1,563
176	愛知県第 7 区	354,114	1,562
177	愛知県第 10 区	352,851	1,556
178	宮城県第 1 区	352,630	1,555
179	長野県第 3 区	352,396	1,554
180	京都府第 3 区	351,843	1,552

(令和5年9月1日現在)

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
181	北海道第8区	351,314	1.549
182	愛知県第5区	349,934	1.543
183	山口県第3区	349,690	1.542
184	奈良県第3区	348,855	1.538
185	新潟県第5区	347,429	1.532
186	栃木県第5区	346,604	1.529
187	神奈川県第20区	346,587	1.528
188	兵庫県第10区	345,487	1.524
189	愛知県第15区	345,133	1.522
190	宮城県第5区	344,329	1.519
191	福岡県第8区	344,181	1.518
192	群馬県第1区	342,259	1.509
193	長崎県第1区	340,151	1.500
194	青森県第3区	338,698	1.494
195	埼玉県第11区	338,287	1.492
196	大阪府第12区	336,794	1.485
197	千葉県第3区	335,277	1.479
198	東京都第19区	334,801	1.477
199	佐賀県第2区	334,651	1.476
200	岐阜県第1区	334,642	1.476
201	神奈川県第9区	334,221	1.474
202	青森県第1区	333,694	1.472
203	神奈川県第4区	332,853	1.468
204	佐賀県第1区	332,403	1.466
205	東京都第1区	331,769	1.463
206	鹿児島県第2区	331,155	1.460
207	神奈川県第10区	330,552	1.458
208	福島県第3区	329,801	1.454
209	群馬県第2区	329,222	1.452
210	岡山県第1区	327,726	1.445
211	埼玉県第10区	327,366	1.444
212	茨城県第7区	327,158	1.443
213	大阪府第17区	326,570	1.440
214	千葉県第10区	326,317	1.439
215	大阪府第16区	326,003	1.438
216	滋賀県第1区	324,984	1.433
217	岐阜県第4区	324,264	1.430
218	石川県第2区	323,653	1.427
219	鹿児島県第4区	319,501	1.409
220	大阪府第10区	319,381	1.409
221	群馬県第3区	319,027	1.407
222	千葉県第2区	318,376	1.404
223	沖縄県第3区	318,028	1.403
224	東京都第2区	315,726	1.392
225	静岡県第4区	315,525	1.392
226	静岡県第7区	314,390	1.386
227	群馬県第5区	314,376	1.386
228	東京都第28区	314,272	1.386
229	熊本県第3区	313,997	1.385
230	鹿児島県第3区	313,155	1.381
231	香川県第1区	311,348	1.373
232	熊本県第2区	311,314	1.373
233	秋田県第3区	310,837	1.371
234	兵庫県第3区	310,308	1.368
235	愛媛県第3区	309,635	1.366
236	東京都第9区	307,139	1.355
237	山形県第2区	306,671	1.352
238	高知県第1区	305,789	1.349
239	広島県第5区	304,703	1.344
240	茨城県第2区	301,801	1.331

順位	選挙区名	登録者数	最小選挙区との較差
241	大阪府第19区	301,704	1.331
242	山形県第1区	300,510	1.325
243	沖縄県第4区	298,085	1.315
244	神奈川県第7区	298,006	1.314
245	千葉県第7区	296,645	1.308
246	大分県第3区	296,325	1.307
247	岐阜県第2区	296,036	1.306
248	沖縄県第2区	295,852	1.305
249	群馬県第4区	293,557	1.295
250	島根県第2区	293,102	1.293
251	愛知県第14区	292,069	1.288
252	岩手県第1区	290,458	1.281
253	三重県第4区	288,980	1.274
254	福岡県第7区	282,933	1.248
255	宮城県第3区	280,777	1.238
256	山形県第3区	280,038	1.235
257	高知県第2区	280,032	1.235
258	北海道第11区	279,799	1.234
259	兵庫県第12区	278,593	1.229
260	北海道第12区	278,346	1.228
261	長野県第5区	276,202	1.218
262	北海道第10区	274,247	1.209
263	岐阜県第5区	268,600	1.185
264	宮崎県第3区	268,489	1.184
265	茨城県第4区	267,341	1.179
266	宮崎県第2区	266,489	1.175
267	沖縄県第1区	266,274	1.174
268	富山県第1区	266,166	1.174
269	京都府第2区	261,061	1.151
270	大分県第2区	259,442	1.144
271	秋田県第1区	258,567	1.140
272	福井県第2区	258,406	1.140
273	山梨県第2区	258,074	1.138
274	島根県第1区	256,129	1.130
275	徳島県第2区	255,112	1.125
276	香川県第2区	254,004	1.120
277	栃木県第2区	253,868	1.120
278	福岡県第11区	252,612	1.114
279	秋田県第2区	250,070	1.103
280	北海道第7区	246,156	1.086
281	富山県第2区	243,213	1.073
282	栃木県第3区	238,220	1.051
283	長野県第4区	237,608	1.048
284	石川県第3区	237,459	1.047
285	茨城県第5区	237,265	1.046
286	香川県第3区	235,220	1.037
287	京都府第5区	232,665	1.026
288	鳥取県第2区	230,593	1.017
289	鳥取県第1区	226,751	1.000

最小選挙区（鳥取県 1 区）と各選挙区での有権者数の較差及び投票価値の較差

但し、総務省発表の「（参考資料 1）衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数（選挙区順）（令和 5 年 9 月 1 日現在）」に基づく。（https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/meibo/meibo_R05.html）

*鳥取県第 1 区を 1 とした場合

選挙区	有権者数	投票価値較差*	有権者数較差*
北海道 1 区	454,637	0.50	2.005
北海道 2 区	460,164	0.49	2.029
北海道 3 区	460,770	0.49	2.032
北海道 4 区	406,478	0.56	1.793
北海道 5 区	432,500	0.52	1.907
北海道 6 区	406,421	0.56	1.792
北海道 7 区	246,156	0.92	1.086
北海道 8 区	351,314	0.65	1.549
北海道 9 区	373,194	0.61	1.646
北海道 10 区	274,247	0.83	1.209
北海道 11 区	279,799	0.81	1.234
北海道 12 区	278,346	0.81	1.228
青森県 1 区	333,694	0.68	1.472
青森県 2 区	381,682	0.59	1.683
青森県 3 区	338,698	0.67	1.494
岩手県 1 区	290,458	0.78	1.281
岩手県 2 区	357,446	0.63	1.576
岩手県 3 区	369,812	0.61	1.631
宮城県 1 区	447,089	0.51	1.972
宮城県 2 区	455,735	0.50	2.010
宮城県 3 区	280,777	0.81	1.238
宮城県 4 区	385,843	0.59	1.702
宮城県 5 区	344,329	0.66	1.519
秋田県 1 区	258,567	0.88	1.140
秋田県 2 区	250,070	0.91	1.103
秋田県 3 区	310,837	0.73	1.371
山形県 1 区	300,510	0.75	1.325
山形県 2 区	306,671	0.74	1.352
山形県 3 区	280,038	0.81	1.235
福島県 1 区	385,061	0.59	1.698
福島県 2 区	428,119	0.53	1.888
福島県 3 区	329,801	0.69	1.454
福島県 4 区	402,932	0.56	1.777
茨城県 1 区	423,024	0.54	1.866
茨城県 2 区	301,801	0.75	1.331
茨城県 3 区	389,012	0.58	1.716
茨城県 4 区	267,341	0.85	1.179
茨城県 5 区	237,265	0.96	1.046
茨城県 6 区	454,288	0.50	2.003
茨城県 7 区	327,158	0.69	1.443

栃木県 1 区	417,774	0.54	1.842
栃木県 2 区	253,868	0.89	1.120
栃木県 3 区	238,220	0.95	1.051
栃木県 4 区	355,959	0.64	1.570
栃木県 5 区	346,604	0.65	1.529
群馬県 1 区	342,259	0.66	1.509
群馬県 2 区	329,222	0.69	1.452
群馬県 3 区	319,027	0.71	1.407
群馬県 4 区	293,557	0.77	1.295
群馬県 5 区	314,376	0.72	1.386
埼玉県 1 区	384,548	0.59	1.696
埼玉県 2 区	390,882	0.58	1.724
埼玉県 3 区	382,105	0.59	1.685
埼玉県 4 区	389,389	0.58	1.717
埼玉県 5 区	394,995	0.57	1.742
埼玉県 6 区	414,632	0.55	1.829
埼玉県 7 区	388,707	0.58	1.714
埼玉県 8 区	418,332	0.54	1.845
埼玉県第 9 区	403,445	0.56	1.779
埼玉県第 10 区	327,366	0.69	1.444
埼玉県第 11 区	338,287	0.67	1.492
埼玉県第 12 区	370,742	0.61	1.635
埼玉県第 13 区	371,003	0.61	1.636
埼玉県第 14 区	401,927	0.56	1.773
埼玉県第 15 区	411,972	0.55	1.817
埼玉県第 16 区	376,172	0.60	1.659
千葉県第 1 区	434,910	0.52	1.918
千葉県第 2 区	318,376	0.71	1.404
千葉県第 3 区	335,277	0.68	1.479
千葉県第 4 区	406,755	0.56	1.794
千葉県第 5 区	415,188	0.55	1.831
千葉県第 6 区	416,197	0.54	1.835
千葉県第 7 区	296,645	0.76	1.308
千葉県第 8 区	359,824	0.63	1.587
千葉県第 9 区	405,209	0.56	1.787
千葉県第 10 区	326,317	0.69	1.439
千葉県第 11 区	354,420	0.64	1.563
千葉県第 12 区	377,089	0.60	1.663
千葉県第 13 区	418,800	0.54	1.847
千葉県第 14 区	414,305	0.55	1.827
東京都第 1 区	331,769	0.68	1.463
東京都第 2 区	315,726	0.72	1.392

東京都第3区	361,953	0.63	1.596
東京都第4区	427,453	0.53	1.885
東京都第5区	375,194	0.60	1.655
東京都第6区	400,218	0.57	1.765
東京都第7区	402,660	0.56	1.776
東京都第8区	391,029	0.58	1.724
東京都第9区	307,139	0.74	1.355
東京都第10区	419,809	0.54	1.851
東京都第11区	388,642	0.58	1.714
東京都第12区	379,189	0.60	1.672
東京都第13区	388,433	0.58	1.713
東京都第14区	404,893	0.56	1.786
東京都第15区	431,840	0.53	1.904
東京都第16区	391,121	0.58	1.725
東京都第17区	384,306	0.59	1.695
東京都第18区	401,659	0.56	1.771
東京都第19区	334,801	0.68	1.477
東京都第20区	418,940	0.54	1.848
東京都第21区	406,073	0.56	1.791
東京都第22区	430,123	0.53	1.897
東京都第23区	362,493	0.63	1.599
東京都第24区	382,039	0.59	1.685
東京都第25区	412,966	0.55	1.821
東京都第26区	430,869	0.53	1.900
東京都第27区	383,160	0.59	1.690
東京都第28区	314,272	0.72	1.386
東京都第29区	355,907	0.64	1.570
東京都第30区	420,024	0.54	1.852
神奈川県第1区	426,973	0.53	1.883
神奈川県第2区	437,727	0.52	1.930
神奈川県第3区	445,351	0.51	1.964
神奈川県第4区	332,853	0.68	1.468
神奈川県第5区	363,986	0.62	1.605
神奈川県第6区	379,806	0.60	1.675
神奈川県第7区	298,006	0.76	1.314
神奈川県第8区	410,262	0.55	1.809
神奈川県第9区	334,221	0.68	1.474
神奈川県第10区	330,552	0.69	1.458
神奈川県第11区	368,400	0.62	1.625
神奈川県第12区	411,820	0.55	1.816
神奈川県第13区	374,444	0.61	1.651
神奈川県第14区	404,485	0.56	1.784
神奈川県第15区	452,990	0.50	1.998
神奈川県第16区	386,435	0.59	1.704
神奈川県第17区	447,270	0.51	1.973
神奈川県第18区	411,432	0.55	1.814
神奈川県第19区	369,293	0.61	1.629
神奈川県第20区	346,587	0.65	1.528
新潟県第1区	362,129	0.63	1.597

新潟県第2区	398,589	0.57	1.758
新潟県第3区	376,726	0.60	1.661
新潟県第4区	357,728	0.63	1.578
新潟県第5区	347,429	0.65	1.532
富山県第1区	266,166	0.85	1.174
富山県第2区	243,213	0.93	1.073
富山県第3区	358,201	0.63	1.580
石川県第1区	374,479	0.61	1.651
石川県第2区	323,653	0.70	1.427
石川県第3区	237,459	0.95	1.047
福井県第1区	370,040	0.61	1.632
福井県第2区	258,406	0.88	1.140
山梨県第1区	422,464	0.54	1.863
山梨県第2区	258,074	0.88	1.138
長野県第1区	421,266	0.54	1.858
長野県第2区	379,441	0.60	1.673
長野県第3区	396,413	0.57	1.748
長野県第4区	237,608	0.95	1.048
長野県第5区	276,202	0.82	1.218
岐阜県第1区	334,642	0.68	1.476
岐阜県第2区	296,036	0.77	1.306
岐阜県第3区	409,853	0.55	1.808
岐阜県第4区	324,264	0.70	1.430
岐阜県第5区	268,600	0.84	1.185
静岡県第1区	384,251	0.59	1.695
静岡県第2区	375,805	0.60	1.657
静岡県第3区	373,475	0.61	1.647
静岡県第4区	315,525	0.72	1.392
静岡県第5区	441,384	0.51	1.947
静岡県第6区	429,759	0.53	1.895
静岡県第7区	314,390	0.72	1.386
静岡県第8区	381,526	0.59	1.683
愛知県第1区	406,526	0.56	1.793
愛知県第2区	404,762	0.56	1.785
愛知県第3区	417,344	0.54	1.841
愛知県第4区	369,899	0.61	1.631
愛知県第5区	349,934	0.65	1.543
愛知県第6区	357,699	0.63	1.577
愛知県第7区	354,114	0.64	1.562
愛知県第8区	435,247	0.52	1.919
愛知県第9区	381,372	0.59	1.682
愛知県第10区	352,851	0.64	1.556
愛知県第11区	385,006	0.59	1.698
愛知県第12区	444,148	0.51	1.959
愛知県第13区	423,363	0.54	1.867
愛知県第14区	292,069	0.78	1.288
愛知県第15区	345,133	0.66	1.522
愛知県第16区	391,616	0.58	1.727
三重県第1区	355,124	0.64	1.566

三重県第2区	403,835	0.56	1.781
三重県第3区	412,781	0.55	1.820
三重県第4区	288,980	0.78	1.274
滋賀県第1区	324,984	0.70	1.433
滋賀県第2区	434,448	0.52	1.916
滋賀県第3区	393,201	0.58	1.734
京都府第1区	389,304	0.58	1.717
京都府第2区	261,061	0.87	1.151
京都府第3区	351,843	0.64	1.552
京都府第4区	392,075	0.58	1.729
京都府第5区	232,665	0.97	1.026
京都府第6区	457,995	0.50	2.020
大阪府第1区	439,100	0.52	1.936
大阪府第2区	444,237	0.51	1.959
大阪府第3区	362,782	0.63	1.600
大阪府第4区	412,948	0.55	1.821
大阪府第5区	432,769	0.52	1.909
大阪府第6区	388,329	0.58	1.713
大阪府第7区	387,084	0.59	1.707
大阪府第8区	422,582	0.54	1.864
大阪府第9区	372,178	0.61	1.641
大阪府第10区	319,381	0.71	1.409
大阪府第11区	397,201	0.57	1.752
大阪府第12区	336,794	0.67	1.485
大阪府第13区	398,580	0.57	1.758
大阪府第14区	418,190	0.54	1.844
大阪府第15区	384,931	0.59	1.698
大阪府第16区	326,003	0.70	1.438
大阪府第17区	326,570	0.69	1.440
大阪府第18区	431,284	0.53	1.902
大阪府第19区	301,704	0.75	1.331
兵庫県第1区	393,614	0.58	1.736
兵庫県第2区	382,827	0.59	1.688
兵庫県第3区	310,308	0.73	1.368
兵庫県第4区	415,871	0.55	1.834
兵庫県第5区	376,241	0.60	1.659
兵庫県第6区	447,163	0.51	1.972
兵庫県第7区	443,704	0.51	1.957
兵庫県第8区	385,475	0.59	1.700
兵庫県第9区	362,506	0.63	1.599
兵庫県第10区	345,487	0.66	1.524
兵庫県第11区	397,498	0.57	1.753
兵庫県第12区	278,593	0.81	1.229
奈良県第1区	392,515	0.58	1.731
奈良県第2区	380,140	0.60	1.676
奈良県第3区	348,855	0.65	1.538
和歌山県第1区	399,987	0.57	1.764
和歌山県第2区	386,215	0.59	1.703
鳥取県第1区	226,751	1.00	1.000

鳥取県第2区	230,593	0.98	1.017
島根県第1区	256,129	0.89	1.130
島根県第2区	293,102	0.77	1.293
岡山県第1区	327,726	0.69	1.445
岡山県第2区	414,197	0.55	1.827
岡山県第3区	404,384	0.56	1.783
岡山県第4区	403,984	0.56	1.782
広島県第1区	409,281	0.55	1.805
広島県第2区	389,692	0.58	1.719
広島県第3区	420,354	0.54	1.854
広島県第4区	394,720	0.57	1.741
広島県第5区	304,703	0.74	1.344
広島県第6区	378,558	0.60	1.669
山口県第1区	388,682	0.58	1.714
山口県第2区	382,034	0.59	1.685
山口県第3区	349,690	0.65	1.542
徳島県第1区	356,051	0.64	1.570
徳島県第2区	255,112	0.89	1.125
香川県第1区	311,348	0.73	1.373
香川県第2区	254,004	0.89	1.120
香川県第3区	235,220	0.96	1.037
愛媛県第1区	423,562	0.54	1.868
愛媛県第2区	388,615	0.58	1.714
愛媛県第3区	309,635	0.73	1.366
高知県第1区	305,789	0.74	1.349
高知県第2区	280,032	0.81	1.235
福岡県第1区	436,572	0.52	1.925
福岡県第2区	456,687	0.50	2.014
福岡県第3区	447,385	0.51	1.973
福岡県第4区	397,557	0.57	1.753
福岡県第5区	455,825	0.50	2.010
福岡県第6区	371,755	0.61	1.639
福岡県第7区	282,933	0.80	1.248
福岡県第8区	344,181	0.66	1.518
福岡県第9区	374,876	0.60	1.653
福岡県第10区	403,370	0.56	1.779
福岡県第11区	252,612	0.90	1.114
佐賀県第1区	332,403	0.68	1.466
佐賀県第2区	334,651	0.68	1.476
長崎県第1区	340,151	0.67	1.500
長崎県第2区	400,352	0.57	1.766
長崎県第3区	352,396	0.64	1.554
熊本県第1区	421,923	0.54	1.861
熊本県第2区	311,314	0.73	1.373
熊本県第3区	313,997	0.72	1.385
熊本県第4区	393,139	0.58	1.734
大分県第1区	385,756	0.59	1.701
大分県第2区	259,442	0.87	1.144
大分県第3区	296,325	0.77	1.307

宮崎県第1区	352,630	0.64	1.555
宮崎県第2区	266,489	0.85	1.175
宮崎県第3区	268,489	0.84	1.184
鹿児島県第1区	355,609	0.64	1.568
鹿児島県第2区	331,155	0.68	1.460
鹿児島県第3区	313,155	0.72	1.381
鹿児島県第4区	319,501	0.71	1.409
沖縄県第1区	266,274	0.85	1.174
沖縄県第2区	295,852	0.77	1.305
沖縄県第3区	318,028	0.71	1.403
沖縄県第4区	298,085	0.76	1.315

(以下 余白)

当事者目録

1. 東京都選挙管理委員会管轄

(東京都第1区) 原告	
(東京都第2区) 原告	
(東京都第3区) 原告	
(東京都第4区) 原告	
(東京都第5区) 原告	
(東京都第6区) 原告	
(東京都第7区) 原告	
(東京都第8区) 原告	

(東京都第 9 区) 原	告

(東京都第 10 区) 原	告

(東京都第 11 区) 原	告

(東京都第 12 区) 原	告

(東京都第 13 区) 原	告

(東京都第 14 区) 原	告

(東京都第 15 区) 原	告

(東京都第 16 区) 原	告

(東京都第 17 区) 原	告

(東京都第 18 区) 原	告

(東京都第 19 区) 原	告

(東京都第 20 区) 原	告

(東京都第 21 区) 原	告

(東京都第 22 区) 原	告

(東京都第 23 区) 原	告

(東京都第 24 区) 原	告

(東京都第 25 区) 原	告

(東京都第 26 区) 原	告

(東京都第 27 区) 原	告

(東京都第 28 区) 原	告

(東京都第 29 区) 原	告

(東京都第 30 区) 原	告

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 N39 階

被 告 東京都選挙管理委員会

代表者委員長 澤 野 正 明

2. 茨城県選挙管理委員会管轄

(茨城県第1区) 原告	

(茨城県第2区) 原告	

(茨城県第3区) 原告	

(茨城県第4区) 原告	

(茨城県第5区) 原告	

(茨城県第6区) 原告	

(茨城県第7区) 原告	

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 号

被 告 茨城県選挙管理委員会
代表者委員長 星 野 学

(以下余白)

3. 栃木県選挙管理委員会管轄

(栃木県第1区) 原告	
(栃木県第2区) 原告	
(栃木県第3区) 原告	
(栃木県第4区) 原告	
(栃木県第5区) 原告	

〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号

被 告 栃木県選挙管理委員会
代表者委員長 金 田 尊 男

(以下余白)

4. 群馬県選挙管理委員会管轄

(群馬県第1区) 原告	
(群馬県第2区) 原告	
(群馬県第3区) 原告	
(群馬県第4区) 原告	
(群馬県第5区) 原告	

〒371-8570 前橋市大手町1丁目1番1号

被 告 群馬県選挙管理委員会
代表者委員長 片野 清明

(以下余白)

5. 埼玉県選挙管理委員会管轄

(埼玉県第1区) 原告	

(埼玉県第2区) 原告	

(埼玉県第3区) 原告	

(埼玉県第4区) 原告	

(埼玉県第5区) 原告	

(埼玉県第6区) 原告	

(埼玉県第7区) 原告	

(埼玉県第8区) 原告	

(埼玉県第9区) 原告	

(埼玉県第 10 区) 原	告

(埼玉県第 11 区) 原	告

(埼玉県第 12 区) 原	告

(埼玉県第 13 区) 原	告

(埼玉県第 14 区) 原	告

(埼玉県第 15 区) 原	告

(埼玉県第 16 区) 原	告

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

被 告 埼玉県選挙管理委員会
代表者委員長 長 峰 宏 芳

(以下余白)

6. 千葉県選挙管理委員会管轄

(千葉県第1区) 原告	

(千葉県第2区) 原告	

(千葉県第3区) 原告	

(千葉県第4区) 原告	

(千葉県第5区) 原告	

(千葉県第6区) 原告	

(千葉県第7区) 原告	

(千葉県第8区) 原告	

(千葉県第9区) 原告	

(千葉県第10区) 原	告

(千葉県第11区) 原	告

(千葉県第12区) 原	告

(千葉県第13区) 原	告

(千葉県第14区) 原	告

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

被 告 千葉県選挙管理委員会
代表者委員長 菊 地 秀 樹

(以下余白)

7. 神奈川県選挙管理委員会管轄

(神奈川県第1区) 原告	
(神奈川県第2区) 原告	
(神奈川県第3区) 原告	
(神奈川県第4区) 原告	
(神奈川県第5区) 原告	
(神奈川県第6区) 原告	
(神奈川県第7区) 原告	
(神奈川県第8区) 原告	
(神奈川県第9区) 原告	
(神奈川県第10区) 原告	

(神奈川県第 11 区) 原	告

(神奈川県第 12 区) 原	告

(神奈川県第 13 区) 原	告

(神奈川県第 14 区) 原	告

(神奈川県第 15 区) 原	告

(神奈川県第 16 区) 原	告

(神奈川県第 17 区) 原	告

(神奈川県第 18 区) 原	告

(神奈川県第 19 区) 原	告

(神奈川県第 20 区) 原	告

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

被

告 神奈川県選挙管理委員会

代表者委員長 保 阪 努

(以下余白)

8. 新潟県選挙管理委員会管轄

(新潟県第1区) 原告	
(新潟県第2区) 原告	
(新潟県第3区) 原告	
(新潟県第4区) 原告	
(新潟県第5区) 原告	

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

被 告 新潟県選挙管理委員会
代表者委員長 天 井 貞

(以下余白)

9. 山梨県選挙管理委員会管轄

(山梨県第1区) 原	告

(山梨県第2区) 原	告

〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号

被 告 山梨県選挙管理委員会
代表者委員長 小 宮 山 博

(以下余白)

10. 長野県選挙管理委員会管轄

(長野県第1区) 原告	
(長野県第2区) 原告	
(長野県第3区) 原告	
(長野県第4区) 原告	
(長野県第5区) 原告	

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692 番 2 号

被 告 長野県選挙管理委員会
代表者委員長 北 島 靖 生

(以下余白)

11. 静岡県選挙管理委員会管轄

(静岡県第1区) 原告	
(静岡県第2区) 原告	
(静岡県第3区) 原告	
(静岡県第4区) 原告	
(静岡県第5区) 原告	
(静岡県第6区) 原告	
(静岡県第7区) 原告	
(静岡県第8区) 原告	

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

被 告 静岡県選挙管理委員会

代表者委員長 山 本 正 幸

代理人目録

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階

TMI 総合法律事務所 (送達場所)

電話 : 03-6438-5335 FAX : 03-6438-5522

(東京都第 1 区乃至第 30 区、茨城県第 1 区乃至第 7 区、栃木県第 1 区乃至第 5 区、群馬県第 1 区乃至第 5 区、埼玉県第 1 区乃至第 16 区、千葉県第 1 区乃至第 14 区、神奈川県第 1 区乃至第 20 区、新潟県第 1 区乃至第 5 区、山梨県第 1 区乃至第 2 区、長野県第 1 区乃至第 5 区及び静岡県第 1 区乃至第 8 区) 原告

訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊
同 弁護士 江 口 雄 一 郎

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-5-1 日比谷マリビル 5階

日比谷パーク法律事務所

電話 : 03-5532-8080 FAX : 03-5532-8800

(東京都第 1 区乃至第 30 区、茨城県第 1 区乃至第 7 区、栃木県第 1 区乃至第 5 区、群馬県第 1 区乃至第 5 区、埼玉県第 1 区乃至第 16 区、千葉県第 1 区乃至第 14 区、神奈川県第 1 区乃至第 20 区、新潟県第 1 区乃至第 5 区、山梨県第 1 区乃至第 2 区、長野県第 1 区乃至第 5 区及び静岡県第 1 区乃至第 8 区) 原告

訴訟代理人弁護士 久 保 利 英 明

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6 渋谷協栄ビル 7階

伊藤・呉法律事務所

電話 : 03-5489-1230 FAX : 03-5489-1231

(東京都第 1 区乃至第 30 区、茨城県第 1 区乃至第 7 区、栃木県第 1 区乃至第 5 区、群馬県第 1 区乃至第 5 区、埼玉県第 1 区乃至第 16 区、千葉県第 1 区乃至第 14 区、神奈川県

第 1 区乃至第 20 区、新潟県第 1 区乃至第 5 区、山梨県第 1 区乃至第 2 区、長野県第 1 区乃至第 5 区及び静岡県第 1 区乃至第 8 区) 原告

訴訟代理人弁護士 伊 藤 真

〒107-0062 東京都港区南青山 2-4-9 KLO 南青山ビル

弁護士法人黒田法律事務所

電話 : 03-5775-5301 FAX : 03-5775-5302

(東京都第 1 区乃至第 30 区、茨城県第 1 区乃至第 7 区、栃木県第 1 区乃至第 5 区、群馬県第 1 区乃至第 5 区、埼玉県第 1 区乃至第 16 区、千葉県第 1 区乃至第 14 区、神奈川県第 1 区乃至第 20 区、新潟県第 1 区乃至第 5 区、山梨県第 1 区乃至第 2 区、長野県第 1 区乃至第 5 区及び静岡県第 1 区乃至第 8 区) 原告

訴訟代理人弁護士 黒 田 健 二

(東京都第 1 区原告)

同 弁護士 森 川 幸

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-2 新日石ビル 10 階

田辺総合法律事務所

電話 : 03-3214-3811 FAX : 03-3214-3810

(東京都第 1 区原告)

訴訟代理人弁護士 田 辺 克 彦

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-15 赤坂森山ビル

ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所

電話 : 03-3505-3581 FAX : 03-3505-3582

(東京都第 1 区原告)

訴訟代理人弁護士 石 渡 進 介

〒100-6013 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング

狛・小野グローバル法律事務所

(東京都第1区原告)

訴訟代理人弁護士 山 中 眞 人

電話 : 03-6550-8300 FAX : 03-6550-8310

〒102-0083 東京都千代田区麴町3丁目2番4号

麴町 HF ビル 8 階

法律事務所フロンティア・ロー

(東京都第1区原告)

訴訟代理人弁護士 平 井 孝 典

電話 : 03-6256-9400 FAX : 03-6256-9401

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目11番11号

平河町 TEC ビル 8F

多田法律事務所

(東京都第1区原告)

訴訟代理人弁護士 多 田 幸 生

電話 : 03-6272-4448 FAX : 03-6800-3468

以上